

安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(安芸高田市公共下水道条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市公共下水道条例(平成 16 年条例第 160 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章から第 3 章まで (略)	第 1 章から第 3 章まで (略)
第 4 章 公共下水道の使用	第 4 章 公共下水道の使用
第 8 条から第 15 条まで (略)	第 8 条から第 15 条まで (略)

(使用料の算定方法)

第 16 条 (略)

2 使用料の額は、毎使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額、及び下水道用のメーターを貸与した場合にはメーター使用料を加えた合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。

1 か月分			2 か月分		
基本使用料	超過使用料		基本使用料	超過使用料	
	汚水量	1 立方メートルにつき		汚水量	1 立方メートルにつき
8 立方メートルまで 1,650 円	9 から 20 立方メートルまで	190 円	16 立方メートルまで 3,300 円	17 から 40 立方メートルまで	190 円
	21 から 30 立方メートルまで	200 円		41 から 60 立方メートルまで	200 円
	31 から 50 立方メートルまで	210 円		61 から 100 立方メートルまで	210 円
	51 から 100 立方メートルまで	230 円		101 から 200 立方メートルまで	230 円
	100 立方メートルを超えるもの	250 円		200 立方メートルを超えるもの	250 円

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号におけるメーターは、市が貸与し、使用者に設置及び保管をさせ、メーターの使用料は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に、消費税法第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満に

(使用料の算定方法)

第 16 条 (略)

2 使用料の額は、毎使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額、及び下水道用のメーターを貸与した場合にはメーター使用料を加えた合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。

1 か月分			2 か月分		
基本使用料	超過使用料		基本使用料	超過使用料	
	汚水量	1 立方メートルにつき		汚水量	1 立方メートルにつき
8 立方メートルまで 1,575 円	9 から 20 立方メートルまで	165 円	16 立方メートルまで 3,150 円	17 から 40 立方メートルまで	165 円
	21 から 30 立方メートルまで	175 円		41 から 60 立方メートルまで	175 円
	31 から 50 立方メートルまで	185 円		61 から 100 立方メートルまで	185 円
	51 から 100 立方メートルまで	205 円		101 から 200 立方メートルまで	205 円
	100 立方メートルを超えるもの	225 円		200 立方メートルを超えるもの	225 円

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号におけるメーターは、市が貸与し、使用者に設置及び保管をさせ、メーターの使用料は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に、消費税法第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満に

ついては、切り捨てるものとする。			ついては、切り捨てるものとする。		
メーター使用料 1月・1個当たり	口径 13mm	150 円	メーター使用料 1月・1個当たり	口径 13mm	140 円
	口径 20mm	200 円		口径 20mm	180 円
	口径 25mm	230 円		口径 25mm	210 円
	口径 30mm	520 円		口径 30mm	480 円
	口径 40mm	650 円		口径 40mm	600 円
	口径 50mm	1,220 円		口径 50mm	1,120 円
4 から 6 まで (略)			4 から 6 まで (略)		
第 17 条 (略)			第 17 条 (略)		
第 4 章の 2 から第 8 章まで (略)			第 4 章の 2 から第 8 章まで (略)		

(安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部改正)

第 2 条 安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例(平成 16 年条例第 163 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章及び第 2 章 (略)	第 1 章及び第 2 章 (略)
第 3 章 施設の使用	第 3 章 施設の使用
第 12 条から第 15 条まで (略)	第 12 条から第 15 条まで (略)

(使用料の算定方法)

第 16 条 (略)

2 使用料の額は、毎使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額、及び下水道用のメーターを貸与した場合にはメーター使用料を加えた合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。

1 か月分			2 か月分		
基本使用料	超過使用料		基本使用料	超過使用料	
	汚水量	1 立方メートルにつき		汚水量	1 立方メートルにつき
8 立方メートルまで 1,650 円	9 から 20 立方メートルまで	190 円	16 立方メートルまで 3,300 円	17 から 40 立方メートルまで	190 円
	21 から 30 立方メートルまで	200 円		41 から 60 立方メートルまで	200 円
	31 から 50 立方メートルまで	210 円		61 から 100 立方メートルまで	210 円
	51 から 100 立方メートルまで	230 円		101 から 200 立方メートルまで	230 円
	100 立方メートルを超えるもの	250 円		200 立方メートルを超えるもの	250 円

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号におけるメーターは、市が貸与し、使用者に設置及び保管をさせ、メーターの使用料は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に、消費税法第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。

(使用料の算定方法)

第 16 条 (略)

2 使用料の額は、毎使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額、及び下水道用のメーターを貸与した場合にはメーター使用料を加えた合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。

1 か月分			2 か月分		
基本使用料	超過使用料		基本使用料	超過使用料	
	汚水量	1 立方メートルにつき		汚水量	1 立方メートルにつき
8 立方メートルまで 1,575 円	9 から 20 立方メートルまで	165 円	16 立方メートルまで 3,150 円	17 から 40 立方メートルまで	165 円
	21 から 30 立方メートルまで	175 円		41 から 60 立方メートルまで	175 円
	31 から 50 立方メートルまで	185 円		61 から 100 立方メートルまで	185 円
	51 から 100 立方メートルまで	205 円		101 から 200 立方メートルまで	205 円
	100 立方メートルを超えるもの	225 円		200 立方メートルを超えるもの	225 円

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号におけるメーターは、市が貸与し、使用者に設置及び保管をさせ、メーターの使用料は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に、消費税法第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。

メーター使用料 1月・1個当たり	口径 13mm	<u>150 円</u>	メーター使用料 1月・1個当たり	口径 13mm	<u>140 円</u>
	口径 20mm	<u>200 円</u>		口径 20mm	<u>180 円</u>
	口径 25mm	<u>230 円</u>		口径 25mm	<u>210 円</u>
	口径 30mm	<u>520 円</u>		口径 30mm	<u>480 円</u>
	口径 40mm	<u>650 円</u>		口径 40mm	<u>600 円</u>
	口径 50mm	<u>1,220 円</u>		口径 50mm	<u>1,120 円</u>
4 から 6 まで (略)			4 から 6 まで (略)		
第 17 条 (略)			第 17 条 (略)		
第 4 章及び第 5 章 (略)			第 4 章及び第 5 章 (略)		

(安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例(平成 16 年条例第 164 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章及び第 2 章 (略)	第 1 章及び第 2 章 (略)
第 3 章 施設の使用	第 3 章 施設の使用
第 16 条から第 19 条まで (略)	第 16 条から第 19 条まで (略)
(使用料の算定方法)	(使用料の算定方法)

第 20 条 (略)

2 使用料の額は、毎使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額、及び下水道用のメーターを貸与した場合にはメーター使用料を加えた合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。

1 か月分			2 か月分		
基本使用料	超過使用料		基本使用料	超過使用料	
	汚水量	1 立方メートルにつき		汚水量	1 立方メートルにつき
8 立方メートルまで 1,650 円	9 から 20 立方メートルまで	190 円	16 立方メートルまで 3,300 円	17 から 40 立方メートルまで	190 円
	21 から 30 立方メートルまで	200 円		41 から 60 立方メートルまで	200 円
	31 から 50 立方メートルまで	210 円		61 から 100 立方メートルまで	210 円
	51 から 100 立方メートルまで	230 円		101 から 200 立方メートルまで	230 円
	100 立方メートルを超えるもの	250 円		200 立方メートルを超えるもの	250 円

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号におけるメーターは、市が貸与し、使用者に設置及び保管をさせ、メーターの使用料は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に、消費税法第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。

メーター使用料	口径 13mm	150 円
---------	---------	-------

第 20 条 (略)

2 使用料の額は、毎使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額、及び下水道用のメーターを貸与した場合にはメーター使用料を加えた合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。

1 か月分			2 か月分		
基本使用料	超過使用料		基本使用料	超過使用料	
	汚水量	1 立方メートルにつき		汚水量	1 立方メートルにつき
8 立方メートルまで 1,575 円	9 から 20 立方メートルまで	165 円	16 立方メートルまで 3,150 円	17 から 40 立方メートルまで	165 円
	21 から 30 立方メートルまで	175 円		41 から 60 立方メートルまで	175 円
	31 から 50 立方メートルまで	185 円		61 から 100 立方メートルまで	185 円
	51 から 100 立方メートルまで	205 円		101 から 200 立方メートルまで	205 円
	100 立方メートルを超えるもの	225 円		200 立方メートルを超えるもの	225 円

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号におけるメーターは、市が貸与し、使用者に設置及び保管をさせ、メーターの使用料は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に、消費税法第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。

メーター使用料	口径 13mm	140 円
---------	---------	-------

1月・1個当たり	口径 20mm	200 円	1月・1個当たり	口径 20mm	180 円
	口径 25mm	230 円		口径 25mm	210 円
	口径 30mm	520 円		口径 30mm	480 円
	口径 40mm	650 円		口径 40mm	600 円
	口径 50mm	1,220 円		口径 50mm	1,120 円
4 から 6 まで (略)			4 から 6 まで (略)		
第 21 条及び第 22 条 (略)			第 21 条及び第 22 条 (略)		
第 4 章及び第 5 章 (略)			第 4 章及び第 5 章 (略)		

(安芸高田市水道事業給水条例の一部改正)

第 4 条 安芸高田市水道事業給水条例(平成 16 年条例第 208 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
本則 (略)					本則 (略)						
別表第 1 (略)					別表第 1 (略)						
別表第 2(第 29 条関係)					別表第 2(第 29 条関係)						
種別	口径	料金(1 か月につき)				種別	口径	料金(1 か月につき)			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1 立方メートルにつき)			基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1 m ³ につき)

専用	13mm	8 立方メートルまで	1,400 円	9 から 20 立方メートルまで	190 円	専用	13mm	8m ³	1,260 円	9m ³ を超え 20m ³ まで	180 円		
	20mm		1,450 円		21 から 30 立方メートルまで		210 円		20mm		1,310 円	21m ³ を超え 30m ³ まで	190 円
	25mm		2,240 円		31 から 50 立方メートルまで		220 円		25mm		2,020 円	31m ³ を超え 50m ³ まで	210 円
	30mm		3,350 円		51 から 100 立方メートルまで		270 円		30mm		3,020 円	51m ³ を超え 100m ³ まで	250 円
	40mm		5,680 円		101 から 500 立方メートルまで		290 円		40mm		5,110 円	101m ³ を超え 500m ³ まで	270 円
	50mm		9,080 円		501 立方メートルを超えるもの		270 円		50mm		8,170 円	501m ³ を超えるもの	250 円
	75mm 以上		19,130 円						75mm 以上		17,220 円		
	臨時		13mm				2,800 円		9 立方メートルを超えるもの		290 円	臨時	13mm
20mm			2,900 円	20mm	2,610 円								
25mm			4,480 円	25mm	4,030 円								
30mm			6,700 円	30mm	6,030 円								
40mm			11,360 円	40mm	10,220 円								
50mm			18,160 円	50mm	16,340 円								
75mm 以上			38,260 円	75mm 以上	34,430 円								
備考 (略)						備考 (略)							

(安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例の一部改正)

第 5 条 安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例(平成 16 年条例第 211 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
第 1 章及び第 2 章 (略)						第 1 章及び第 2 章 (略)					
第 3 章 施設の使用						第 3 章 施設の使用					
第 12 条から第 15 条まで (略)						第 12 条から第 15 条まで (略)					
(使用料の算定方法)						(使用料の算定方法)					
第 16 条 (略)						第 16 条 (略)					
<p>2 使用料の額は、毎使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額、及び下水道用のメーターを貸与した場合にはメーター使用料を加えた合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。</p>						<p>2 使用料の額は、毎使用期間において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額、及び下水道用のメーターを貸与した場合にはメーター使用料を加えた合計額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。</p>					
1 か月分			2 か月分			1 か月分			2 か月分		
基本使用料	超過使用料		基本使用料	超過使用料		基本使用料	超過使用料		基本使用料	超過使用料	
	汚水量	1 立方メートルにつき		汚水量	1 立方メートルにつき		汚水量	1 立方メートルにつき		汚水量	1 立方メートルにつき
8 立方メートルまで	9 から 20 立方メートルまで	<u>190 円</u>	16 立方メートルまで	17 から 40 立方メートルまで	<u>190 円</u>	8 立方メートルまで	9 から 20 立方メートルまで	<u>165 円</u>	16 立方メートルまで	17 から 40 立方メートルまで	<u>165 円</u>
<u>1,650 円</u>			<u>3,300 円</u>			<u>1,575 円</u>			<u>3,150 円</u>		
	21 から 30	<u>200 円</u>		41 から 60	<u>200 円</u>		21 から 30	<u>175 円</u>		41 から 60	<u>175 円</u>

	立方メートルまで		立方メートルまで		立方メートルまで		立方メートルまで
	31 から 50 立方メートルまで	210 円	61 から 100 立方メートルまで	210 円	31 から 50 立方メートルまで	185 円	61 から 100 立方メートルまで
	51 から 100 立方メートルまで	230 円	101 から 200 立方メートルまで	230 円	51 から 100 立方メートルまで	205 円	101 から 200 立方メートルまで
	100 立方メートルを超えるもの	250 円	200 立方メートルを超えるもの	250 円	100 立方メートルを超えるもの	225 円	200 立方メートルを超えるもの
3	第 1 項第 2 号及び第 3 号におけるメーターは、市が貸与し、使用者に設置及び保管をさせ、メーターの使用料は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に、消費税法第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。			3	第 1 項第 2 号及び第 3 号におけるメーターは、市が貸与し、使用者に設置及び保管をさせ、メーターの使用料は、メーターの口径に応じ、次の表に定める額に、消費税法第 29 条に規定する消費税の税率及び消費税の税率に地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た税率に 1 を加えた数値を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満については、切り捨てるものとする。		
	メーター使用料 1 月・1 個当たり	口径 13mm	150 円		メーター使用料 1 月・1 個当たり	口径 13mm	140 円
		口径 20mm	200 円			口径 20mm	180 円
		口径 25mm	230 円			口径 25mm	210 円
		口径 30mm	520 円			口径 30mm	480 円
		口径 40mm	650 円			口径 40mm	600 円
		口径 50mm	1,220 円			口径 50mm	1,120 円
4 から 6 まで	(略)			4 から 6 まで	(略)		
第 17 条	(略)			第 17 条	(略)		
第 4 章及び第 5 章	(略)			第 4 章及び第 5 章	(略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

(安芸高田市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の安芸高田市公共下水道条例第16条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水道の使用に係る下水道使用料及びメーター使用料について適用し、施行日の前日までの下水道の使用に係る下水道使用料及びメーター使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から施行日後最初の検針日までの下水道の使用に係る下水道使用料(安芸高田市公共下水道条例第16条第1項第2号の規定により世帯人数に応じ算定される使用水量に係る下水道使用料を除く。)及びメーター使用料は、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、施行日から11月末日までの下水道の使用に係る下水道使用料(安芸高田市公共下水道条例第16条第1項第2号の規定により世帯人数に応じ算定される使用水量に係る下水道使用料に限る。)は、なお従前の例による。

(安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第2条の規定による改正後の安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例第16条第2項及び第3項の規定は、施行日以後の農業集落排水処理施設の使用に係る農業集落排水処理施設使用料及びメーター使用料について適用し、施行日の前日までの農業集落排水処理施設の使用に係る農業集落排水処理施設使用料及びメーター使用料については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定にかかわらず、施行日から施行日後最初の検針日までの農業集落排水処理施設の使用に係る農業集落排水処理施設使用料(安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例第16条第1項第2号の規定により世帯人数に応じ算定される使用水量に係る農業集落排水処理施設使用料を除く。)及びメーター使用料は、なお従前の例による。
- 7 第5項の規定にかかわらず、施行日から11月末日までの農業集落排水処理施設の使用に係る農業集落排水処理施設使用料(安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例第16条第1項第2号の規定により世帯人数に応じ算定される使用水量に係る農業集落排水処理施設使用料に限る。)は、なお従前の例による。

(安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第3条の規定による改正後の安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例第20条第2項及び第3項の規定は、施行日以後の浄化槽整備施設の使用に係る浄化槽整備施設使用料及びメーター使用料について適用し、施行日の前日までの浄化槽整備施設の使用に係る浄化槽整備施設使用料及びメーター使用料については、なお従前の例による。

- 9 前項の規定にかかわらず、施行日から施行日後最初の検針日までの浄化槽整備施設の使用に係る浄化槽整備施設使用料(安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例第20条第1項第2号の規定により世帯人数に応じ算定される使用水量に係る浄化槽整備施設使用料を除く。)及びメーター使用料は、なお従前の例による。
- 10 第8項の規定にかかわらず、施行日から11月末日までの浄化槽整備施設の使用に係る浄化槽整備施設使用料(安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例第20条第1項第2号の規定により世帯人数に応じ算定される使用水量に係る浄化槽整備施設使用料に限る。)は、なお従前の例による。
(安芸高田市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 11 第4条の規定による改正後の安芸高田市水道事業給水条例別表第2の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの水道の使用に係る料金及びメーター使用料については、なお従前の例による。
- 12 前項の規定にかかわらず、施行日から施行日後最初の検針日までの水道の使用に係る料金及びメーター使用料は、なお従前の例による。
(安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 13 第5条の規定による改正後の安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例第16条第2項及び第3項の規定は、施行日以後のコミュニティ・プラントの使用に係るコミュニティ・プラント使用料及びメーター使用料について適用し、施行日の前日までのコミュニティ・プラントの使用に係るコミュニティ・プラント使用料及びメーター使用料については、なお従前の例による。
- 14 前項の規定にかかわらず、施行日から施行日後最初の検針日までのコミュニティ・プラントの使用に係るコミュニティ・プラント使用料(安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例第16条第1項第2号の規定により世帯人数に応じ算定される使用水量に係るコミュニティ・プラント使用料を除く。)及びメーター使用料は、なお従前の例による。
- 15 第13項の規定にかかわらず、施行日から11月末日までのコミュニティ・プラントの使用に係るコミュニティ・プラント使用料(安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例第16条第1項第2号の規定により世帯人数に応じ算定される使用水量に係るコミュニティ・プラント使用料に限る。)は、なお従前の例による。